

あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業

要 求 水 準 書

2023 年 5 月

始良市

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 節 事業概要	1
第 2 節 運営要件	5
第 3 節 運営実施の主要計画	10
第 4 節 公害防止基準	11
第 5 節 副生成物の品質	14
第 6 節 用役条件	15
第 7 節 運転・維持管理業務条件	17
第 2 章 運転・維持管理体制	19
第 1 節 組織計画	19
第 2 節 労働安全衛生・作業環境管理	20
第 3 節 連絡体制	21
第 3 章 事前準備	22
第 4 章 搬出入管理業務	23
第 1 節 搬入日時	23
第 2 節 搬入管理	23
第 3 節 搬出管理	24
第 4 節 資源化支援業務	25
第 5 章 運転管理業務	26
第 1 節 共通事項	26
第 2 節 中間処理施設に係る運転管理業務	27
第 3 節 最終処分場に係る運転管理業務	29
第 6 章 維持管理業務	33
第 1 節 共通事項	33
第 2 節 中間処理施設に係る維持管理業務	33
第 3 節 最終処分場に係る維持管理業務	36
第 4 節 建築物・関連設備等に係る維持管理業務	37
第 7 章 環境管理業務	39
第 1 節 環境保全基準	39

第 2 節	環境保全計画	39
第 3 節	環境保全対策委員会支援	39
第 8 章	情報管理業務	40
第 1 節	運転記録報告	40
第 2 節	点検・検査報告	40
第 3 節	補修・更新報告	40
第 4 節	環境管理及び作業環境管理報告	40
第 5 節	資源化支援管理報告	40
第 6 節	施設情報管理	40
第 7 節	その他管理記録報告	41
第 9 章	防災・防犯・警備等管理業務	42
第 1 節	防火管理	42
第 2 節	防災管理	42
第 3 節	防犯・警備体制	43
第 4 節	危機管理の対応	43
第 10 章	その他付帯業務	44
第 1 節	対象施設内の清掃等	44
第 2 節	合併浄化槽の管理	44
第 3 節	植栽の管理・保守	44
第 4 節	桜島降灰の清掃及び除雪等	44
第 5 節	保険	44
第 6 節	見学者・市民対応	45
別紙 1	本件施設の稼動に係る計測項目（環境保全計画）	46

第1章 総則

「あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、始良市（以下「本市」という。）があいら清掃センター等（あいら清掃センター、あいら最終処分場及び西別府一般廃棄物最終処分場をいう。）（以下「本件施設」という。）のあいら清掃センター等次期包括的民間委託事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）に対して、運転・維持管理業務について要求するサービス水準を示すものである。

要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備あるいは運転・維持管理業務等については、要求水準書等（要求水準書、様式集及び業務委託契約書(案)をいう。）に明記されていない事項であっても、事業者の責任において、全て完備あるいは遂行するものとする。

第1節 事業概要

1 事業の目的

本事業は、本市が所管している本件施設に搬入される一般廃棄物を適正に処理・処分することにより、環境への負荷軽減と保全を図るとともに、本件施設の性能を十分に発揮させ、効果的及び効率的な運転管理により、本件施設の性能を安定的に維持することを目的とする。

本件施設の運営については、経済性に配慮するとともに、運転・維持管理に関するノウハウを最大に発揮することにより、通常時における安定した運転に加えて、非常時においても迅速な対応が行えるように計画するものとする。

2 事業名

あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業

3 事業の実施場所

- (1) あいら清掃センター及びあいら最終処分場
鹿児島県始良市加治木町西別府 5438 番地 1
- (2) 西別府一般廃棄物最終処分場
鹿児島県始良市加治木町西別府 5402 番地 2

4 対象施設の概要

本事業の対象施設の概要は表 1-1 に示すとおりである。なお、表 1-1 に示す施設の内、焼却施設及び灰溶融施設を「中間処理施設」という。また、埋立地及び浸出水処理施設を併せて「最終処分場」という。

なお、中間処理施設の内、灰溶融施設については令和 7 年度に設備を停止し、焼却灰については場外処分を行う予定としている。

そのため、要求水準書に記載している灰溶融施設に関する業務及び溶融メタル・溶融スラッグの場外搬出等業務については令和 7 年度まで実施するものとする。

表 1-1 対象施設の概要

中間処理施設 (あいら清掃センター)	建築物	建築面積	2,061.75 m ²
		延床面積	3,213.16 m ² (地下水槽類は除く)
		構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地下1階地上4階
		供用開始	平成21年3月
	焼却施設	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
		処理能力	74t/日 (37t/24h×2炉)
		計量設備	トラックスケール(最終処分場と共用)
		受入・供給設備	ピット&クレーン方式
		燃焼ガス冷却方式	水噴射式
		排ガス処理設備	ろ過式集じん設備+有害ガス除去設備+無触媒脱硝設備
		焼却飛灰処理設備	場外処分(山元還元)
	灰溶融施設	余熱利用設備	燃焼用空気加熱・場内給湯設備
		処理方式	燃料燃焼式(灯油)
		処理能力	8.5t/日 (8.5t/24h×1基)
		燃焼ガス冷却方式	水噴射式
溶融飛灰処理設備		場外処分(山元還元)	
最終処分場 (あいら最終処分場)	排ガス処理設備	ろ過式集じん器	
	供用開始	平成18年9月(埋立期間:15年間)	
	埋立地	埋立面積	2,100 m ² クローズド型
		埋立方式	セルアンドサンドイッチ方式
		全埋立容量	19,250 m ³
	浸出水処理施設	建築面積	600.14 m ²
延床面積		975.90 m ² (地下水槽類は除く)	
処理能力		11 m ³ /日	
処理方式	凝集沈殿+逆浸透膜処理(脱塩)+消毒		
最終処分場 (西別府一般廃棄物 最終処分場)	供用開始	昭和61年3月(埋立期間:15年間)	
	埋立地	埋立面積	6,800 m ²
		埋立方式	セルアンドサンドイッチ方式
		全埋立容量	34,000 m ³
	浸出水処理施設	建築面積	65.79 m ²
		延床面積	65.79 m ² (地下水槽類は除く)
		調整池	600 m ³
		処理能力	70 m ³ /日
	処理方式	回転円板接触法+凝集沈殿法+消毒	

5 業務の範囲

(1) 事業者

本事業において、事業者が行う主な業務は、事前準備、搬出入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、防災・防犯・警備等管理業務及びその他付帯業務であり、その内容は表 1-2 に示すとおりである。また、本市と事業者の業務分担表を別表 7 に示す。

表 1-2 事業者の業務範囲と業務内容

No	業務範囲	業務内容
1	事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ① 許認可の取得 ② 業務の引継ぎ、新規採用運転員の教育訓練の実施 ③ 事業計画書及び運営マニュアルの作成 ④ 運転教育計画書の作成
2	搬出入管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 搬出入車両の受付、計量及び記録の整理 ② 搬入ごみの行き先案内、指示及び検査 ③ ごみ処理手数料の代行徴収 ④ 熔融メタル・炉底メタル・焼却灰の搬出・貯留 ⑤ 熔融スラグの搬出・貯留及び熔融スラグの引取先確保 ⑥ 混合飛灰の搬出・貯留及び山元還元業者への引き渡し ⑦ 熔融不適物等の搬出及び埋立処分場への運搬
3	運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 処理対象物の確認 ② ごみ処理不適物の処分 ③ 中間処理施設の運営管理（あいら清掃センター） ④ 最終処分場の運営管理（あいら最終処分場及び西別府一般廃棄物最終処分場） ⑤ 運転計画（年間、月間）の作成 ⑥ 電気、水道、燃料、薬品等の確保 ⑦ 不燃物残渣、焼却灰不適物等の埋立
4	維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 維持管理計画の作成（運営期間、年間） ② 点検、検査の実施（法定点検及び自主点検） ③ 施設の機能診断等（機能検査、精密機能検査）の実施 ④ 設備機器の清掃、修繕の実施 ⑤ 機器・設備の更新の実施 ⑥ 改良的修繕の提案 ⑦ 備品、什器、物品の調達
5	環境管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設の運転に関わる環境保全基準の設定、計画の設定及び実施 ② 従業員の作業環境に関わる保全基準の設定、計画の作成及び実施 ③ 各種分析業務
6	情報管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種ごみ搬入実績報告書の作成及び管理 ② 各種運転維持管理報告書の作成及び管理（運転記録、点検記録、検査記録、補修・更新記録等） ③ 設計図書等の施設情報の管理 ④ 各年度の実績報告（電気、水道、燃料、薬剤等の運転維持管理）及び次年度の運転維持管理計画等の作成 ⑤ その他事業概要に順ずる実績報告及び管理
7	防災・防犯・警備等管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害発生時の対応マニュアルの作成 ② 機器の故障等の緊急時における対応マニュアルの作成 ③ 緊急対応マニュアルの作成、自主防災組織の整備、防災訓練の実施等 ④ 危機管理に対する機能維持計画書の作成
8	その他付帯業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設内の清掃 ② 敷地内の除草及び植栽管理 ③ 合併処理浄化槽の管理 ④ 見学者及び行政視察者に対する市の対応への協力 ⑤ 本市からの貸与品の保守管理 ⑥ 施設内の備品の保守管理 ⑦ 施設及び敷地内への降灰・積雪の除去 ⑧ 本市の業務範囲以外の業務、その他本事業の遂行に必要な業務

(2) 本市

本事業における次の業務は、本市が行う。

- ア 処理対象物の本件施設への搬入
- イ ごみ処理手数料の出納管理（ただし、手数料の徴収は事業者が行う）
- ウ 飛灰の場外搬出の契約及び事前通知に関する事務
- エ 見学者及び行政視察者に対する対応（ただし、事業者はこれに協力する）
- オ 本件施設の運転・維持管理に対して、住民から意見要望があった場合の対応（ただし、事業者はこれに協力する）
- カ 運転・維持管理のモニタリング
- キ 環境保全対策委員会の開催に関する業務（ただし、事業者はこれに協力をする）

6 事業期間等

事業準備期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は以下のとおりとする。

(1) 事業準備期間：事業契約締結日～令和6年3月31日

事業準備期間とは、事業者が本件施設の現在の運転・維持管理業務を実施している事業者（以下「既存運転事業者」という。）から、円滑に業務を引き継ぐために必要な準備を行う期間のことをいう。

なお、運営をスムーズに事業者へ移行するため、事業者の運転要員へ中間処理施設及び最終処分場の運転等の教育・訓練及び業務引継ぎを既存運転事業者から行うものとする。

(2) 乖離請求期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

乖離請求期間とは、事業者が本件施設に係る募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合に、これら乖離に基づき発生する費用負担等を本市へ請求できる期間のことをいう。

(3) 運営期間：令和6年4月1日～令和21年3月31日

運営期間とは、事業者が契約に基づいて本件施設の運営管理業務を行う期間のことをいう。

(4) 事業期間：事業契約締結日から令和21年3月31日

事業期間とは、事業契約締結日から事業終了までの期間のことで、事業期間終了後は、本件施設の機能確認、性能確認に合格することを条件とする。

7 運転・維持管理の準備業務等

(1) 事業者は、事業準備期間中に運転・維持管理方針及び業務準備計画書を策定し、本市の承諾を得るものとする。

(2) 事業者は、運営期間開始までに、本件施設が要求水準書等で示された機能が維持できるよう事業計画書を策定し、本市の承諾を得るものとする。

(3) 本市は、運営期間中、本件施設の機能について要求水準書等に示した機能を維持するため、事業者に説明を求めることができる。また本市は、必要に応じて運営管理方針及び事業計画書を本件施設の現状に即した内容に改定を求めることができる。

(4) 事業者は、本市から上記(3)により改定を求められた場合には、速やかにこれに応じ、残存期間の運営管理方針及び事業計画書を提出し、本市の承諾を得るものとする。

また、事業者自らが改定を行おうとする場合には、その事由を本市に説明するとともに、本市の承諾を得るものとする。

- (5) 既存運転事業者は、運営準備期間までの電気、水道、灯油及び薬品類等の用役・消耗品を、事業者は、既存運転事業者以外の運転要員の人件費及び上記(1)から(4)の費用を負担するものとする。

8 事業期間終了時の取扱い

- (1) 事業期間終了後、事業者は、本市及び本市が指定する第三者への引継ぎが可能となるよう、以下の業務を行うこととする。

ア 運転・維持管理業務の引継ぎに必要な書類の整備、提出及び業務

(ア) 事業実施計画書（事業期間終了後の計画の立案等を含む）

(イ) 運転・維持管理業務に係る履歴

(ウ) 事故故障履歴

(エ) 施設点検整備履歴

(オ) 事業者が自ら更新・整備を行った設備の図面

(カ) 事業者が自ら更新・整備を行った設備機器の取扱説明書

(キ) 予備品、消耗品、用役等の調達方法

イ 本市及び本市が指定する第三者への引継業務

(ア) 資料の開示

(イ) 本件施設及び運転状況の視察に対する協力

- (2) 本市が、事業期間終了後の次期長期包括運営委託事業を公募に供することが適切でない判断した場合、事業者は本事業の継続に関して本市の協議に応じるものとする。

第2節 運営要件

1 基本方針

事業者は、本件施設が本市における循環型社会形成の中核をなす施設であること及び地域住民や近隣自治体の理解・協力を得た上で整備されていることを十分に認識し、模範的な運営に配慮するものとし、次の基本方針を遵守するものとする。

- (1) 本件施設の基本性能の維持

事業者は、設備機器の日常・定期点検、適切な補修及び適正な運転等により、本件施設の基本性能を長期に渡り確保できるように努めること。

- (2) 処理対象物の適正処理

事業者は、以下の事項に留意の上、本市で発生する処理対象物を、円滑かつ適正に処理すること。

ア 安定運転を確保し、処理対象物を適切に処理する。

イ 地域住民に安心感を持たれるような施設運営に努める。

- (3) 環境保全

事業者は、以下の事項に留意の上、周辺環境並びに地球環境への環境負荷の低減と保全に配慮すること。

ア 公害防止関係法令・規定等を遵守し、本件施設が起因する公害・環境汚染を発生させない。

イ 施設運営にあたり省エネルギーに努めるとともに、環境負荷の低減を考慮する。

ウ リサイクルの積極的な推進に努める。

(4) 安全性・安定性の確保

事業者は、本件施設の運営にあたり、常に安全・安定性を確保するとともに、天災や事故等においても迅速かつ適切に対応できるよう運転・維持管理を行うこと。

ア 本件施設の安全性を確保し、安定的に稼働させる。

イ 災害時には二次災害の防止に努める。

ウ 災害ごみの処理にあたっては、適正かつ積極的に対応する。

(5) 経済性の確保

事業者は、効果的かつ効率的な運転・維持管理を行うことにより、経済性を確保すること。

ア 運転・維持管理は、長期的視野に立ち行う。

イ 経済性を考慮し、運営組織の効率的な運用を図る。

2 疑義

事業者は、要求水準書等に疑義が生じた場合には、本市と事業者の双方で協議を行い、その決定に従うものとする。

3 要求水準書の遵守

事業者は、要求水準書に記載されている要件について、事業期間中遵守しなければならない。また、事業者は、要求水準書に記載されていない事項であっても、本件施設の運転・維持管理に係る作業等は、事業者の責任において行うものとする。

4 関係法令等の遵守

事業者は、運転・維持管理業務遂行にあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「労働安全衛生法」等の関係法令、規格、規定、関連協定、関連規制等（以下「関係法令等」という）を遵守し、公害発生の防止、本件施設の安定運転及び安全管理に努め、適正に運営を行うものとする。

これらの関係法令の例示を表 1-3 に示す。

表 1-3 関係法令等（例示）

法 令 名	法 令 名
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	毒物及び劇物取締法
ダイオキシン類対策特別措置法	駐車場法
環境基本法	工場立地法
大気汚染防止法	事務所衛生基準規則・危険物の規制に関する規則・政令
水質汚濁防止法	一般高圧ガス保安規則
騒音規制法	特定化学物質等生涯予防規則
振動規制法	クレーン等安全規則
悪臭防止法	ボイラ及び圧力容器安全規則
土壌汚染対策防止法	始良市環境基本条例及び関係条例
都市計画法	ごみ処理施設性能指針
建築基準法	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン
建築法	廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱
消防法	厚生労働省通達関係
道路法	特定フロンの排出抑制・使用合理化指針
道路交通法	工場電気設備防爆指針
砂防法	電気設備に関する技術基準
森林法	電気保安法による設備基準
下水道法	電気工作物の溶接に関する技術基準
水道法	溶接技術検定基準（J I S Z 3801）
グリーン購入法	河川構造物設計基準
地方自治法	クレーン構造規格
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	クレーン過負荷防止装置構造規格
労働基準法	電気機械器具防爆構造規格
労働安全衛生法	ボイラ構造規格
作業環境測定法	圧力容器構造規格
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	日本工業規格（J I S）
航空法	日本農林規格（J A S）
電波法	日本電気規格調査会標準規格（J E C）
有線電気通信法及び公衆電気通信法	日本電気工業会標準規格（J E M）
電気事業法	日本電線工業会標準規格（J C S）
電気工事士法	日本油圧工業会規格（J O H S）
電気用品取締法	内線規定
計量法	電気供給規定
高圧ガス取締法	その他、関係法令、規格、規定、総理府、通達及び技術指針等

5 関係官公署の指導等

事業者は、運営期間中、関係官公署の指導等に従うこと。なお、関係法令等の改正に伴い、本件施設を構成する設備機器の改造等が必要な場合の費用負担については、本市と事業者が協議により定めるものとする。

6 関係官公署への申請

事業者は、本市が行う本件施設に係る関係官公署への申請等に全面的に協力し、本市の指示により、必要な書類・資料等を作成、提出するものとする。なお、事業者が行う申請については、事業者の責任により行うこと。

7 本市及び関係官公署への報告

事業者は、本件施設の運転・維持管理に関して、本市及び関係官公署が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応するものとする。なお、関係官公署からの報告、記録、資料提供等の要求については本市の指示に基づき対応すること。

8 許認可等

事業者は、関係法令等に基づき運転・維持管理業務に必要な許認可、報告及び届出がある場合、事業者の責任と負担において行うこと。また、本市が本事業を実施する上で許認可等の取得が必要となった場合は、本市に対し必要な協力を行うこと。

9 事業実施状況の調査等

本市は、事業者による本件施設の運転管理や保守点検等の状況を把握するため、定期的な現場調査を実施するとともに、報告を求めるものとする。この場合、事業者は、本市が行う調査等に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。また、監督官庁の立入検査についても協力すること。

10 マニュアル及び事業計画書の作成

事業者は、本事業の遂行に際して、事業者が作成するよう定められている各業務のマニュアル又は事業計画書については、本市との協議により作成するものとする。なお、本市との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに本市の確認を得るものとする。

11 基本性能

事業者は、基本性能の維持に努めなければならない。基本性能とは、本件施設の各設備機器によって発揮される施設の性能であり、完成図書において保証されている内容である。ここで、完成図書とは、本件施設の建設工事において設計を最終的に取りまとめた図書をいう。

12 災害発生時等の協力

震災その他不測の事態により、要求水準書等に示す計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理・処分を本市が実施しようとする場合、事業者はその処理・処分に協力するものとする。この場合における責任分担の程度や具体的内容は、業務委託契約書の定めによるものとする。

13 事故発生時の対応

事業者は、万一の事故発生時には、本件施設内の来場者、本市職員及び事業者の安全を第一に考え行動するとともに、本市及び関係官公署に速やかに連絡するものとする。

事業者は、安全が確認された後、原因の究明と本件施設の復旧に努めなければならない。

14 貸与品

事業者は、本件施設に具備されている事務所、休憩室、更衣室、書庫、洗濯乾燥室、浴室、付帯設備（トイレ等）、駐車場、備品・工具類等は無償で使用できるものとする。

15 委託費の支払い

本市は、本事業に要する対価（以下、「委託費」という。）を、運営期間にわたり事業者へ支払うものとする。支払条件等の詳細については、業務委託契約書に定めるものとする。

16 最終処分場（あいら最終処分場、西別府一般廃棄物最終処分場）の責任所掌

事業者は、浸出水原水水質、地下水観測井及び地下水集水管流末の水質に異常等が認められた場合は、「13 事故発生時の対応」と同様に対処するが、本市との協議に基づき作成された事業計画書やマニュアルに基づき運転・維持管理業務等を実施している限り、原則として、責任の所掌は本市にあるものとし、事業者の責は問わないものとする。

17 リスク分担

（1）基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の基本的な考え方は、各リスクを最もよく管理することが可能な者が適正に分担することで、より低廉かつ高質なサービスの提供ができるというものに基づく。

なお、本件施設の運転・維持管理業務の責任は、原則として事業者が負うことになるが、本市が責任を分担すべき合理的な理由があることを事業者が明らかにできる場合については、本市が責任を負うこととする。

（2）想定されるリスク分担

本事業において、予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、原則として別表8のリスク分担表に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、業務委託契約書で定めるものとする。

なお、想定外の事象が生じた場合は、本市及び事業者双方で協議することとする。

18 地元雇用及び地元貢献

事業者は、本業務の実施にあたり、地元での雇用促進に最大限配慮すること。また、下請人等として地元企業の中から選定、並びに資機材等の調達等においても、積極的に地元企業を活用するよう努めること。

19 関係する事業等への協力

事業者は、本件施設内及び周辺で、本市及び関係団体が行う事業等に対し、本市の要請に基づき協力すること。

20 保険

事業者は、本件施設の運転・維持管理業務に伴うリスクに備えるため、労働災害保険、第三者損害賠償保険等の必要な保険に加入するものとする。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、本市の承諾を得るものとする。

第3節 運転・維持管理実施の主要計画

1 処理対象物・搬出物

本件施設の処理対象物と搬出物は、表 1-3～表 1-5 に示すとおりである。

災害廃棄物については、処理対象物として、施設の処理能力を超えない範囲で処理するものとするが、その費用は本事業範囲に含めないものとする。なお詳細は、災害発生時にその都度本市と事業者が協議を行い決定するものとする。

表 1-3 処理対象物と搬出物【あいら清掃センター】

項 目		内 容
処理対象物	焼却炉	① 可燃性一般ごみ（家庭系・事業系） ② 災害廃棄物
	灰溶融炉	① 焼却設備から排出される焼却灰
搬出物		① 焼却灰不適物 ② 溶融スラグ・溶融メタル等（令和 7 年度まで） ③ 混合飛灰（飛灰及び溶融飛灰） ④ 焼却灰（令和 8 年度から）

表 1-4 埋立処理対象物【あいら最終処分場】

項 目	内 容
埋立対象物	① 中間処理施設から排出される焼却不適物及び溶融不適物 ② 不燃物残渣

表 1-5 埋立処理対象物【西別府一般廃棄物最終処分場】

項 目	内 容
埋立対象物	現在休止中のため、埋立処理対象物なし

2 計画ごみ搬入量・計画ごみ質

運営期間中において、本件施設に搬入されるごみ量及びごみ質は次に示すとおりである。ただし、これらは、あくまで見込み量であり、本件施設に搬入されるごみ量等を確約するものではない。

(1) 中間処理施設の計画搬入量及び計画ごみ質

ア 運営期間中における焼却処理対象ごみ（可燃性一般ごみ及び可燃性粗大破碎ごみ）の搬入見込み量は、「添付資料」のとおりとする。

イ 可燃性一般ごみ及び可燃性粗大破碎ごみの計画ごみ質については、本件施設の計画値及び平成 30 年度以降の実績値を参考とすること。

(2) 最終処分場への計画搬入量

運営期間中における埋立対象物の搬入見込み量は、「添付資料」のとおりとする。

(3) 最終処分場浸出水処理施設の計画原水水質

浸出水処理施設の計画原水水質は、表 1-6 に示すとおりである。

表 1-6-1 計画原水水質【あいら最終処分場】

項目	計画原水水質
pH	6.0~8.0
BOD	250 mg/L
SS	300 mg/L

表 1-6-2 計画原水水質【西別府一般廃棄物最終処分場】

項目	計画原水水質
BOD	200 mg/L
COD	100 mg/L
SS	200 mg/L

3 処理不適物

本件施設での処理が困難又は不相当と判断される廃棄物（以下、「処理不適物」いう。）は、表 1-7 に示すとおりである。

事業者は、処理不適物について本件施設内の本市が指定する場所に保管すること。

表 1-7 処理不適物（例示）

中間処理施設	最終処分場
① 不燃ごみ	① 焼却灰
② 粗大ごみ	② 混合飛灰
③ 液体	③ 熔融スラグ(覆土材使用の場合は除く)
④ 可燃性・爆発性物質 (火薬、ガソリン、グリセリン、油類、 ガスボンベ等)	
⑤ 細菌、毒性物質、危険性化学物質等	
⑥ 火種を含むごみ	
⑦ 医療廃棄物	
⑧ 塩ビ系ごみ	

第 4 節 公害防止基準

事業者は、本事業の履行にあたり、関係法令等の規制値及び関連協定（公害防止協定等）を遵守し、二次公害を発生させないよう適正な運転・維持管理業務を行わなければならない。

1 公害防止基準値等

本件施設の運転において、必ず守らなければならない性能保証値及び基準値を以下に示す。

(1) 排ガス性能保証

中間処理施設の排ガス性能保証値は、表 1-8 に示すとおりである。

表 1-8 排ガス性能保証値

項目	性能保証値	基準値
ばいじん量	0.01 g/Nm ³ 以下	0.15 g/Nm ³ 以下
窒素酸化物	100 ppm以下	250 ppm以下
硫黄酸化物	30 ppm以下	— ppm以下
塩化水素	50 ppm以下	700 ppm以下
一酸化炭素 ^{※1}	30 ppm以下	— ppm以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下	5.0 ng-TEQ/Nm ³ 以下
(注) 排出濃度は乾きガス、酸素濃度 12%換算値とする		

※1 一酸化炭素は 4 時間連続平均値とする。

(2) 排水基準

ア 中間処理施設プラント排水・生活排水

中間処理施設は、施設内で発生した各種排水を排水処理設備で処理した後、炉内噴霧、またはガス冷却用水等として使用するクローズド方式を採用している。中間処理施設は、無放流であるため、排水基準及び悪臭に係る排出水中の濃度の許容限度は設定しないものとする。

イ 浸出水処理施設排水

浸出水処理施設の排水基準値は、表 1-9 に示すとおりである。

ただし、あいら最終処分場はクローズド方式のため無放流である。

なお、表 1-9～10 に示す項目以外は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 3 月 14 日総理府・厚生省令第 1 号）」を遵守するものとする。

表 1-9-1 排水基準【あいら最終処分場】

項目	基準値	項目	基準値
ph	5.8～8.6	SS	10 mg/L 以下
BOD	20 mg/L 以下	大腸菌数	1,000 CUF/100m L 以下
COD	10 mg/L 以下	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下
CL	200 mg/L 以下	—	—

表 1-9-2 排水基準（西別府一般廃棄物最終処分場）

項目	基準値	項目	基準値
ph	5.8～8.6	SS	40 mg/L 以下
BOD	30 mg/L 以下	大腸菌数	1,000 CUF/100m L 以下
COD	30 mg/L 以下	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下
CL	— mg/L 以下	—	—

(3) 騒音基準

敷地境界線上の騒音基準値は、表 1-10 に示すとおりである。

表 1-10 騒音基準

項目	基準値
朝 (6:00~8:00)	50 dB 以下
昼間 (8:00~19:00)	60 dB 以下
夕 (19:00~22:00)	50 dB 以下
夜間 (22:00~6:00)	45 dB 以下

(4) 振動基準

敷地境界線上の振動基準は、表 1-11 に示すとおりである。

表 1-11 振動基準

項目	基準値
昼間 (8:00~19:00)	60 dB 以下
夜間 (19:00~8:00)	55 dB 以下

(5) 焼却灰の基準

焼却灰の基準値は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で示される基準を適用し、表 1-12 に示すとおりである。

焼却灰の性状については、定期的に分析・管理を行うものとする。

なお、焼却灰は場外処分するものとする。

表 1-12 焼却灰基準値

項目	基準値
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下

(6) 混合飛灰の基準

混合飛灰の溶出基準値は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で示される基準を適用し、表 1-13 に示すとおりである。

混合飛灰の性状については、定期的に分析・管理を行うものとする。

なお、混合飛灰は山元還元にて場外処分するものとする。

表 1-13 混合飛灰溶出基準値

項 目	基 準 値	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
水銀又はその化合物	0.005	mg/L 以下
カドミウム又はその化合物	0.3	mg/L 以下
鉛又はその化合物	0.3	mg /L 以下
六価クロム化合物	1.5	mg /L 以下
ひ素又はその化合物	0.3	mg /L 以下
セレン又はその化合物	0.3	mg /L 以下
ダイオキシン類	3	ng-TEQ/g 未満

(7) 作業環境基準

中間処理施設における作業環境基準値は、表 1-14 に示すとおりである。

ただし、焼却炉、集じん器等の内部で行う灰出し、設備の点検、保守等の作業を除く。

表 1-14 作業環境基準値

項 目	部 位	基 準 値
粉じん	有人室	0.1 mg/m ³ 以下
	無人室	1.5 mg/m ³ 以下
ダイオキシン類	炉室等	2.5 pg-TEQ/m ³ 以下

2 公害防止基準の取扱い

- (1) 事業者は、本件施設の運転中に「1 公害防止基準値等」に示す性能保証値及び基準値を超えた場合は、速やかに対象設備を停止する。
- (2) 事業者は、上記(1)の原因を速やかに究明し復旧対策を講じ、安全を確保し、本市の了解を得た上で再稼働すること。
- (3) 事業者は、事態の発生から再稼働までの各段階を随時本市に報告するとともに、再稼働の前には、再発防止及び改善策を本市に報告すること。

第5節 副生成物の品質

1 溶融スラグの品質

溶融スラグは、定期的に分析することにより品質管理を行い、土木資材として安定的に資源化（有効利用）が行われるような品質を確保するものとする。ただし、コンクリート二次製品に使用する場合は6ヶ月以上のエイジング期間を置くこと。

品質の基準について、溶出基準値は、表 1-15 に示す（旧）厚生省「一般廃棄物の溶融固化物の再利用に関する指針」を適用する。また、有害物質含有量基準値は、表 1-16 に示す「土壌汚染対策法施行規則（第 18 条第 2 項）」を適用する。

本基準値を満足しないものについては、本市と協議する。

表 1-15 溶融スラグ溶出基準値

項目	基準値	
カドミウム	0.01	mg/L 以下
鉛	0.01	mg/L 以下
六価クロム	0.05	mg/L 以下
ひ素	0.01	mg/L 以下
総水銀	0.0005	mg/L 以下
セレン	0.01	mg/L 以下
ふっ素	0.8	mg/L 以下
ほう素	1.0	mg/L 以下

表 1-16 溶融スラグ有害物質含有量基準値

項目	基準値	
カドミウム	150	mg/kg 以下
鉛	150	mg/kg 以下
六価クロム	250	mg/kg 以下
砒素	150	mg/kg 以下
総水銀	15	mg/kg 以下
セレン	150	mg/kg 以下
ふっ素	4,000	mg/kg 以下
ほう素	4,000	mg/kg 以下

第 6 節 用役条件

1 中間処理施設の用役条件

中間処理施設の用役条件は、表 1-17 に示すとおりである。

表 1-17 中間処理施設（あいら清掃センター）の用役条件

種別	用役条件
給水	生活系：上水 プラント系：井水
電力	3 相 3 線式、6.6kV、60Hz、1 回線受電 契約電力：655kW（あいら最終処分場を含む）
電話	引き込み回線数：2 回線 不足の場合は新規で引き込むこととし、新規の引き込み（FAX 及びインターネット回線を含む）に係る費用については事業者が負担すること。
燃料	ガソリン、軽油、灯油、LPG 等
薬剤	排ガス処理:消石灰（活性炭 5%含有）、尿素水、集塵機特殊助剤、 排水処理：PAC、苛性ソーダ、高分子凝集剤 臭気処理：脱臭装置用活性炭(1 回/5 年程度)定期的 HCl 計：吸収液、等価液
油脂類	各設備、機器類等に使用
排水	敷地内雨水：構内雨水排水設備を経て敷地外へ放流 生活排水及びプラント排水:施設内にて全量再利用(クローズド方式)

2 最終処分場の用役条件

最終処分場の用役条件は、表 1-18～19 に示すとおりである。

表 1-18 最終処分場（あいら最終処分場）の用役条件

種別	用役条件	備考
給水	井水+処理水	
電力	浸出水処理施設用：単相 3 線 100-200V、三相 3 線 200V 100V-50 kVA、200V-300 kVA	
電話	引き込み回線数：3 回線(うち、自動通報用 1 回線) 不足の場合は新規で引き込むこととし、新規の引き込み（FAX 及びインターネット回線を含む）に係る費用については事業者が負担すること。	
燃料	灯油、ガソリン	
薬剤	浸出水処理施設 水処理用：硫酸、凝集助剤、キレート剤、苛性ソーダ、脱水助剤、炭酸ソーダ、塩化第二鉄	汚泥の脱水処理は 1 回/年程度、炭酸ソーダは、現在使用していない。
油脂類	各設備、機器類等に使用	
排水	最終処分場浸出水は、凝集沈殿+脱塩+消毒処理後、埋立地の散水用水として再利用(クローズド方式)	

表 1-19 最終処分場（西別府一般廃棄物最終処分場）の用役条件

種別	用役条件	備考
給水	—	
電力	調整槽用：3 相 3 線 200V 60Hz、1 回線受電 契約電力：19kW 処理場用：3 相 3 線 200V 60 Hz、1 回線受電 契約電力：14kW	
電話	引き込み回線数：1 回線 事業者にて必要な場合は新規の引き込みをおこなうこと。	
薬剤	浸出水処理施設用 水処理用：固形塩素	凝集沈殿処理に係る薬剤は、現在使用していない。
油脂類	各設備、機器類等に使用	
排水	最終処分場浸出水は、回転円板+凝集沈殿+消毒処理後、場外に放流する。	凝集沈殿処理は休止中である。

第7節 運転・維持管理業務条件

本市では運営期間中に基幹的設備改良工事の実施を予定している。基幹的設備改良工事实施後において、本件施設の日常の運転、点検、維持管理が適切に行われる限り、土木建築設備及び機械電気設備については、大規模な修繕は発生しないものと見込んでいる。

このため、事業者は、基幹的設備改良工事实施後に大規模改修を行うことがないように、本件施設の運転・維持管理を行わなければならない。ただし、法令変更等に伴う改造工事が発生した場合の大規模修繕は除くものとする。

1 運転・維持管理業務

運転・維持管理業務は、以下に基づいて行うものとする。

- (1) 業務委託契約書
- (2) 要求水準書
- (3) 事業者の提案書類
- (4) その他本市の指示するもの

2 要求水準書等記載事項

(1) 記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本事業における基本的部分について定めたものであり、これを上回って運転・維持管理することを妨げるものではない。要求水準書に記載されていない事項であっても、本件施設を運転・維持管理するために必要と思われるものについては、本市の確認を得てすべて事業者の責任及び負担にて実施するものとする。

(2) 参考図書の取り扱い

要求水準書等の図・表等で「(参考)」 「(例示)」 と記載されたものは、一例を示すものである。「(参考)」 「(例示)」 と記載されたもの以外について、本件施設を運転・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任及び負担において補足・完備するものとする。

3 新技術への対応

- (1) 運営期間中において、本事業に関連して著しい技術又は運転手法の革新等がなされた場合、本市及び事業者は、当該技術革新等に基づく新しい技術又は運転手法等（以下「新技術等」という。）の本事業に対する導入の可能性について、本件施設の設計・施工業者の意見を求めた上、事業者と協議の上、検討を行うものとする。
- (2) 前項の検討に係る費用のうち、設計・施工業者との協議に際して設計・施工業者に発生する費用は、事業者が負担し、本市が合理的と認める費用については、本市が負担するものとする。

4 事業終了時の条件

(1) 共通事項（事業終了時の本件施設の要求水準）

事業者は、本事業終了時において第1章に示す本件施設の基本性能を満足した状態であることを示さなければならない。また、本事業終了後も大規模改修を行うことなく、適切な運転・維持管理を行った状態で、引き続き3年間継続使用できる状態で本市に引き渡さ

なければならない。

(2) 中間処理施設

ア 大規模改修の定義

大規模改修とは、事業期間の終了後においても、本件施設を継続使用するための設備機器の更新や、性能を向上させるための改造等をいう。

運営期間中に、やむを得ず生じた大規模改修で、事業者の責めに帰すことができないものは、本市の所掌とし、本市がその費用を負担するものとするが、明らかに事業者の運転・維持管理上の過失によるものと判断される場合は、事業者の所掌とし、事業者がその費用を負担するものとする。

イ 大規模改修の計画の支援

本市は、運営期間中に、本件施設の大規模改修の検討を行うこととしている。大規模改修の計画は、令和 6 年度以降の使用予定期間に応じて策定するものであり、本計画の策定にあたっては、事業者も協力すること。

(3) 最終処分場

事業者は、本事業終了後も適切な維持管理を行った状態で、引き続き 3 年間継続使用できる状態で本市に引き渡さなければならない。運営期間中の大規模改修等は行わない。また、埋立廃棄物の飛散防止並びに衛生害虫やネズミ等の繁殖防止に万全を期すものとする。

また、運営期間中に埋立容量が満杯になると想定される場合は、満杯が想定される 10 年前に本市へ報告を行うものとし、満杯が想定される 5 年前に本市と事業者にて閉鎖事業について別途協議するものとする。

5 本件施設への本市職員によるモニタリング

本件施設には、本事業の円滑な遂行と事業者の監督を目的として、本市職員により随時モニタリングを行う。

本市職員及び来庁者並びに見学者が直接的に消費する電気、水、トイレトペーパー等に係る経費は、原則として委託料に含まれるものとする。なお、当該事項に関する詳細は、事業者と別途協議して決定するものとする。

第2章 運転・維持管理体制

第1節 組織計画

1 人員確保及び教育

(1) 運転要員の確保

事業者は、本事業を実施するために必要な人員を運営期間に渡って確保するものとする。
また、人員の確保に当たっては、地元における雇用促進に配慮するものとする。

事業者は、事業準備期間中において、運転指導を受ける要員を配置するものとし、これに係る人件費等の費用は、全て事業者が負担すること。

(2) 運転教育計画の作成

事業者は本件施設の運転に関して本市と協議の上、運転教育計画を作成するものとする。

事業者は、事業準備期間中に事業者が作成した運転教育計画を基に、本件施設について既存運転事業者から運転の引き継ぎ等を受けるものとする。

2 全体組織計画

事業者は、本事業に係る適切な組織構成を計画するものとする。

(1) 事業者は、本事業の総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を配置しなければならない。

(2) 本事業を行うにあたり配置する有資格者は、表 2-1 に示す資格を有する者を基本とする。

(3) 関係法令、所轄官庁の指導を遵守する範囲において、配置する有資格者及び人員は、施設間での兼務を可能とする。

表 2-1 必要な有資格者（例示）

資格の種類
①廃棄物処理施設管理技術者（ごみ処理施設技術管理士）
②廃棄物処理施設管理技術者（最終処分場技術管理士）
③第3種電気主任技術者
④クレーン運転士（特別講習修了者）
⑤危険物取扱主任者
⑥危険物保安監督員（危険物取扱主任者）
⑦特定化学物質等作業主任者技能講習修了者
⑧第2種酸素欠乏危険作業主任者
⑨酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
⑩乾燥設備作業主任者
⑪ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者
⑫車両系建設機械運転技能講習修了者
⑬エネルギー管理員
⑭防火管理者
⑮その他労働安全関係で必要な有資格者

第2節 労働安全衛生・作業環境管理

事業者は、本事業に係る労働安全衛生・作業環境管理として、以下により計画するものとする。

1 作業環境管理基準

- (1) 本件施設の運転において廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- (2) 運転・維持管理に当たり、作業環境管理基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、本市と協議すること。

2 作業環境管理計画

- (1) 労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備するものとする。
- (2) 整備した安全衛生管理体制について本市に報告するものとする。また、体制を変更した場合は速やかに本市に報告するものとする。
- (3) 運営期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成・提出し、本市の承諾を得ること。
- (4) 作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- (5) 作業環境管理基準の遵守状況について本市に報告・提出すること。
- (6) 作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従業者に使用させるものとする。保護具、測定器等は定期的に点検・整備し、安全性並びに測定精度を確保しておくものとする。
- (7) 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、従業者のダイオキシン類に対するばく露防止対策の措置を講じるものとする。
- (8) ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等を整備し、整備した体制について本市に報告するものとする。体制を変更した場合は、速やかに本市に報告するものとする。
- (9) 日常点検、定期点検等の実施において、労働安全衛生上、問題がある場合、事業者は本市と協議の上、作業環境等の改善を行うものとする。
- (10) 労働安全衛生法等関係法令に基づき従業者に対して健康診断を実施し、その結果を保管しておくとともに、結果に応じた措置及び指導等を行うものとする。
- (11) 従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うものとする。
- (12) 安全確保に必要な訓練を定期的に行うものとする。訓練の開催については、事前に本市に連絡するものとする。
- (13) 事業者は、本件施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つものとする。
- (14) 運営期間中の作業環境基準値の遵守状況を確認するため、必要な測定項目、方法、頻度等を定めた作業環境管理計画を作成・提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (15) 作業環境管理計画に基づき、作業環境基準の遵守状況を確認し、その結果を本市に報告するものとする。

- (16) 施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図るものとする。
- (17) 安全作業マニュアルを本件施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図るものとする。

第3節 連絡体制

平常時ならびに緊急時の本市及び関係先への連絡体制を整備し、報告すること。また、体制を変更した場合は速やかに本市に報告するものとする。

第3章 事前準備

事業者は、本事業契約後速やかに事前準備として、以下の業務を行うものとする。

- 1 本事業を実施するに当たり必要とされる許認可の取得、電気・電話・水道等の支払手続きなどを行うものとする。
- 2 運転管理等の教育訓練を受ける要員を確保するものとする。
- 3 運転教育計画書を作成して、本市に提出し承諾を得るものとする。
- 4 事業準備期間において、運転教育計画書に従い、本市からの引き継ぎ、運転開始のためのトレーニングなどの必要な準備作業を行うものとする。
- 5 運転開始の30日前までに、各種マニュアル及び事業計画書等を作成し、本市の承諾を得るものとする。
- 6 その他本事業遂行のために事前準備を行う必要がある場合には、必要に応じて事業者自身において行うものとする。

第4章 搬出入管理業務

事業者は、本事業に係る搬出入管理業務として、以下により実施するものとする。

第1節 搬入日時

本件施設における一般廃棄物の受入れは、施設ごとに以下のとおりとする。ただし、災害発生等の緊急時においては、本市との協議により、時間外の受入れを行うものとする。

1 中間処理施設

- (1) 搬入日 : 月曜日から金曜日までとする。(ただし、必要に応じて本市の要請に従うこと)
- (2) 搬入時間 : 8時30分から16時30分までとする。

2 最終処分場

- (1) 搬入日 : 月曜日から金曜日までとする。(ただし、年末年始を除く)
- (2) 搬入時間 : 8時30分から16時30分までとする。

第2節 搬入管理

1 受付管理

- (1) 搬出入車両をごみ計量機において計量し、計量値の記録管理を行う。また、直接搬入可燃ごみについては、処理手数料を徴収する。
- (2) 直接搬入ごみについては、ごみの性状、形状、内容等について、ごみが正しく分別されているか確認し、違反ごみを確認した場合は、受け入れを断るとともに、その旨を本市に報告する。
- (3) 違反ごみとしては、ガスボンベ等の爆発物、消火器、医療廃棄物等の不適物、石油、ガソリン、塗料等の発火物が混入しているごみがあげられる。

2 計量データ管理

処理対象物、溶融スラグ、溶融メタルなどの計量データを記録し、月報及び年報としてとりまとめ、本市に報告するものとする。

3 誘導・指導

ごみ等搬入車両に対し、本件施設内の搬入ルートと投入場所について、誘導、指示するとともに、安全上の注意を喚起するものとする。

4 ごみ処理手数料等の代行徴収

事業者は、本市が定める金額のごみ処理手数料の徴収を、本市が定める方法で行い、徴収した現金は、毎週金曜日の17時までに本市の指定先に納めること。

5 搬入業務

- (1) 必要に応じ誘導員を配置するなど適切な誘導・指示を行う。
- (2) 中間処理施設において、ごみの安全な搬入が行われるよう、プラットフォーム内で搬入車両の誘導・指示を行う。直接搬入可燃ごみについては、ダンピングボックスへの誘導及びボックス内ごみの投入操作を行う。

- (3) 直接搬入者及び許可搬入者については、荷降し時における違反ごみの監視を行う。
- (4) 直接搬入者の搬入ごみ中に、ダンボール等のリサイクル可能な物を確認した場合は、搬入者に持ち帰らせるものとする。
- (5) 可燃ごみの中に搬入不適物の混入を確認した場合は、搬入者が特定できるごみについて、搬入者に持ち帰らせるものとする。

6 搬入物の性状分析

中間処理施設に搬入された廃棄物の性状を、定期的に分析・管理するものとする。

第3節 搬出管理

1 計量

中間処理施設から搬出する溶融スラグ、溶融メタル等、混合飛灰及び焼却灰不適物を計量し記録する。

2 搬出業務

焼却灰不適物、焼却灰、溶融スラグ、溶融メタル等、混合飛灰の中間処理施設からの搬出は、事業者が行い、溶融メタル等、溶融スラグ及び混合飛灰の場外搬出は、本市が指定した者が行う。

搬出に際して、事業者が行う作業は、原則として表 4-1 に示すとおりとするが、詳細は本市との協議により確定する。

表 4-1 事業者が行う搬出等作業

搬出物	搬出等作業の内容
焼却灰不適物	あいら最終処分場にて埋立処分
焼却灰	本市が指定した者が搬出するための積み込み補助
溶融メタル等	指定ヤードまでの移動と本市が指定した者が搬出するための積み込み補助
溶融スラグ	スラグヤードまでの移動と本市が指定した者が搬出するための積み込み補助
混合飛灰	本市が指定した者が搬出するための積み込み補助（フレコンバック詰め）
浸出水処理施設汚泥	あいら最終処分場にて埋立処分

3 搬出物の性状分析

中間処理施設から搬出する溶融スラグ、焼却灰、混合飛灰の性状を、定期的に分析し、本市に報告する。

第4節 資源化支援業務

1 資源化物の品質確保

溶融スラグの資源化（有効利用）が安定的に行われるように、第1章第5節に定めた溶融スラグの品質の維持を図るものとする。

2 資源化物の引取り先確保

溶融スラグの引取り先を円滑に確保できるよう責任をもって対応すること。

3 資源化物の引渡

- (1) 中間処理施設から排出された溶融スラグ及び溶融メタル等を、場内貯留場所に保管し、場内にて本市が指定したものへの引渡しを行うものとする。引き渡しの方法は、表 4-1 に示したとおりとする。
- (2) 焼却灰は原則として場外搬出を行うため、本市が指定した業者に引き渡すものとする。引き渡しの方法は、表 4-1 に示したとおりとする。
- (3) 混合飛灰の場外搬出（山元還元）を行うため、本市が指定した業者に引き渡すものとする。引き渡しの方法は、表 4-1 に示したとおりとする。

第5章 運転管理業務

事業者は、本事業に係る運転管理業務を以下により実施するものとする。

第1節 共通事項

1 運転計画の作成

- (1) 事業者は、ごみの予測搬入量、定期点検、整備などを考慮した運転計画を作成し、本市の承諾を得るものとする。
- (2) 運転計画は運営期間の年度毎に作成するものとする。
- (3) 事業者は、作成した運転計画に変更が生じる場合、計画の変更を行い、本市の承諾を得るものとする。
- (4) 本市の事情、またはごみ質の変動等により、本件施設の運転に影響を与えることが予測される場合、別途双方協議し、運転計画を作成するものとする。
- (5) 本市は、ごみ処理施策の変更等の事由により、本件施設の一部の運転を運営期間内に停止する必要がある場合は、事業者にその旨を通知し、協議の上、当該施設の一部を停止するものとする。
- (6) 上記計画以外で本件施設を停止し、点検、補修等を行う必要が発生した場合は、本市と事前に協議して実施すること。

2 運転の実施

- (1) 事業者は、搬入されたごみを、関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切に処理を行い、運転操作しなければならない。
- (2) 事業者は、日常の運転において、搬入されたごみの処理が適切に行われていることを、主に中央監視及び運転データ（日報・月報等）により行うものとする。
- (3) 事業者は、施設の運転が関係法令、公害防止基準等を満たすことを、排ガス測定等の環境測定の結果より確認するものとする。
- (4) 事業者は、施設の運転管理に必要な資格を持った人員の配置を行うものとする。

3 運転記録・報告・保管

- (1) 事業者は、運営期間中、本件施設の適切な運転管理業務が実施されていることを示すために、本件施設の運転管理業務に係る日報、月報及び年報の作成、運転管理業務における履歴情報及びコストデータ、その他本市が業務モニタリングを行うために必要な図表 5-1 に示す種類のデータの記録、報告書（全てを含めて以下「実績報告書」という）の作成及び保管を行うこと。
- (2) 事業者は、毎年度、実績報告書を提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (3) 本件施設の実績報告書は、電子データの形で運営期間中保存すること。また、印刷物として、運営期間終了時に本市へ引き渡すこと。

表 5-1 実績報告書に記録する主なデータ及び報告書の種類

記録	データの種類
運転記録	① 運転日報・月報・年報 ② 設備機器チェックシート
点検記録	① 日常点検記録 ② 週間点検記録 ③ 月間点検記録 ④ 法定点検報告書
測定記録	① 測定・分析・試験検査記録
報告書	① 運転維持管理報告書 ② 定期整備報告書 ③ 補修工事報告書 ④ 更新工事報告書 ⑤ 予備品使用・在庫補充報告書 ⑥ 薬品・用役類・資材等購入調達実績表
台帳類	① 設備機器台帳 ② 備品・予備品台帳 ③ 消耗品台帳

4 作業環境管理

本件施設内及び各設備は、ほこり、異物等が堆積、散乱しないように定期的に清掃、整理整頓を行い、作業安全、作業環境の保全、防火管理等を徹底し、労働衛生管理に努めること。

第 2 節 中間処理施設に係る運転管理業務

中間処理施設の各設備を、以下に示す条件に基づき適切に運転し、中間処理施設の基本性能を発揮させることで、搬入された処理対象物を適正に処理するとともに、関係法令、公害防止基準等を遵守し、周辺環境の保全に寄与するものとする。

1 年間運転日数

中間処理施設の年間運転日数は、本市から発生する処理対象物の搬入量に応じて、事業者が計画する人員配置や効果的かつ効率的な運転方法を勘案して、任意に設定できるものとするが、計画した年間運転日数については本市に報告し、承諾を得ること。

2 運転時間

中間処理施設：運転時間 24 時間/日

3 施設動線

- (1) 場内の動線については、本市が定めた動線を遵守する。
- (2) 緊急時の動線については、本市との協議により決定する。

4 適正処理

- (1) 関係法令、公害防止基準等を遵守するとともに、ダイオキシン類の排出抑制に配慮し、搬入された処理対象物を適正に処理するものとする。
- (2) 中間処理施設より排出される溶融スラグ、混合飛灰等が関係法令、公害防止基準等を満たすように適正に処理するものとする。混合飛灰等が上記の関係法令、公害防止基準等を満たさない場合は、上記の関係法令、公害防止基準等を満たすことができるように、必要な処理を行うものとする。ただし、溶融スラグの有害物質含有量が基準値未達の場合は、本市と協議を行い、その結果を踏まえて処理・処分を行うものとする。

5 適正運転

- (1) 中間処理施設の運転が適性に行われていることを、関係法令、公害防基準等に係る検査を行うことにより確認する。
- (2) 排ガス基準値（表 1-8 参照）を超過した場合は、原則として、直ちに中間処理施設を停止し、原因を調査した後に、速やかに本市へ報告するものとする。ただし、測定機器の故障・誤作動など原因が特定又は推定されるもの及び軽微なものについては、この限りではない。

6 運転管理体制

- (1) 中間処理施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備する。
- (2) 整備した運転管理体制について本市に報告するものとする。
- (3) 運転管理体制を変更した場合は、速やかに変更した体制表を本市に提出し、承諾を得ること。

7 運転計画の作成

- (1) 年度別の計画処理量に基づく中間処理施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本市へ報告するものとする。
- (2) 年間運転計画に基づき月間運転計画を作成し、本市へ提出するものとする。
- (3) 作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じた場合は、速やかに変更した運転計画を本市へ提出し、承諾を得ること。

8 運転管理マニュアル

- (1) 中間処理施設の運転操作に関して、運転管理上の目安として管理項目を設定するとともに、操作手順及び方法について取り扱い説明書に基づいて標準化した運転管理マニュアル（爆発、火災事故発生防止を含む。）を作成・提出し、本市の承諾を得るものとする。また、運転管理マニュアルに基づいた運転を実施するものとする。
- (2) 作成した運転管理マニュアルは、中間処理施設の運転状況に合わせて適宜改善するものとし、改善した運転管理マニュアルは、本市の承諾を得るものとする。

第3節 最終処分場に係る運転管理業務

あいら最終処分場は、平成18年9月より供用を開始し、本事業開始時において約17年を経過する予定であり、西別府一般廃棄物最終処分場は、昭和61年3月に供用開始し、現在休止中である。本事業の実施にあたっては、最終処分場を事業対象に含むものとするが、浸出水原水水質やモニタリング井戸及び地下水集水管排水口にて水質の異常等が発見された場合には、本市との協議に基づき作成された各事業計画書やマニュアルに基づき運転管理業務等を実施している限り、原則として、責任の所掌は本市にあるものとし、事業者の責は問わないものとする。

事業者は最終処分場の各設備を適切に運転・使用し、処分場に搬入される廃棄物を、以下に示す条件に基づき適切に埋立処分し、浸出水を適切に処理するものとする。

1 埋立条件

(1) 埋立物

最終処分場への埋立物は、第1章第3節に定めるもの他、浸出水処理施設で発生する汚泥である。

(2) 作業日数

年間作業日数は、埋め立てすべき廃棄物を滞りなく埋立処分できることを条件として決定する。

2 埋立作業

(1) 工法

準好気性埋立構造を厳守し、埋立工法はセルアンドサンドイッチ工法とすること。

(2) 留意事項

ごみの飛散・流出防止、悪臭の発散防止、衛生害虫の発生防止、火災の発生・延焼防止、及び周辺環境保全に努めるものとする。

遮水工の破損に配慮し、重機の走行や法面部遮水シート付近における埋立作業は十分注意するものとする。

最終処分容量の減容化に努め、環境汚染の未然防止、地盤の安定化を十分に勘案した埋立作業を行うものとする。

(3) 覆土材

覆土用の副資材は、本市が調達し、最終処分場内に搬入するので、これを用い覆土するものとする。

覆土材の残量を適宜、本市に報告するものとする。

(4) 埋立管理体制

適切な埋立作業を行うために、埋立作業管理体制を整備するものとする。

整備した埋立作業管理体制について本市に提出し承諾を得るものとする。体制を変更した場合は速やかに市に報告するものとする。

(5) 埋立計画

本市は、年間計画埋立処分量に基づく年間埋立計画を作成し、事業者に提示するものとする。

作成した年間埋立計画に変更が生じる場合、本市と事業者双方で協議の上、計画を変更するものとする。

埋立計画は、あいら最終処分場について定めるものとする。

(6) 埋立マニュアル

埋立作業に関して、作業手順、方法について、既存運転事業者が使用している埋立管理マニュアルを引き継ぎ、マニュアルに基づき埋立作業を行うものとする。

事業者は、引き継いだ埋立管理マニュアルについて、実際の埋立作業にあわせて適宜改善を行うものものとする。

(7) 埋立記録

埋立廃棄物の種類、量、埋立場所、埋立容量、残余容量等を記録すると共に、分析値、補修等の内容を含んだ月報、年報等を作成するものとする。なお、月報、年報等の様式については、あらかじめ本市に提出し、承諾を得るものとする。

3 浸出水処理

(1) 運転方法

浸出水処理施設の取扱説明書に従って、各設備を適切に運転するものとする。なお、浸出水処理設備の機器異常については、浸出水処理施設内の警報端子を用いて、中間処理施設の中央操作室で受信し、管理することも可能とする。

(2) 運転時間

ア あいら最終処分場

施設の基本性能（処理能力）は、24 時間/日で達成されるが、浸出水の発生状況に応じた運転も可能とする。

イ 西別府一般廃棄物最終処分場

施設の運転時間は、24 時間/日とする。

(3) 汚泥の処理

浸出水処理施設より発生する汚泥を計量・記録の後、あいら最終処分場に運搬し、埋立処分するものとする。なお、あいら最終処分場の汚泥脱水処理の頻度は、現状、1 回/年程度である。

また、西別府一般廃棄物最終処分場の調整池（600 m³）の堆砂等の浚渫を、1 回/5 年の頻度で実施し、浚渫した堆砂はあいら最終処分場で埋立処分すること。

(4) 適正運転

浸出水処理施設の運転が適性に行われていることを、関係法令、公害防止基準等に係る検査を行うことにより確認する。

モニタリング井戸（2 箇所）及び地下水集水管排水口（1 箇所）での埋立地周辺地下水の水質検査を実施するものとする。

西別府一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設については、気象条件にあわせて適切な運転管理を行うものとする。

(5) 運転管理体制

浸出水処理施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備するものとする。

整備した運転管理体制について本市に報告し、体制を変更した場合は速やかに変更した

体制表を本市に提出し、承諾を得ること。

(6) 運転マニュアル

浸出水処理施設の運転操作に関して、既存運転事業者が使用している操作手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを引き継ぎ、マニュアルに基づく運転を実施するものとする。

引き継いだ運転管理マニュアルについて、浸出水処理施設の運転にあわせて随時改善するものとする。

(7) 運転管理記録

各設備機器の運転データ、用役データを記録すると共に、分析値、補修等の内容を含んだ運転月報、年報等を作成するものとする。なお、月報、年報等の様式については、あらかじめ本市に提出し、承諾を得るものとする。

4 埋立進行に伴う設備の整備

埋立の進行に伴い必要となる設備の整備を適宜行うこと。なお、整備した設備の所有権は本市に帰属するものとする。

また、整備の着工前に本市と十分協議するとともに、竣工の際は遅滞なく本市に報告し関係書類を提出するものとする。

5 最終覆土

事業者は、運営期間中に埋立終了した場合、埋立計画で定める最終覆土を行うものとする。

- (1) 最終覆土の施工は、計画する埋立容量に達した後、速やかに行うものとする。
- (2) 最終覆土材は雨水に対する浸食抵抗が強く、透水性が小さくかつ植生に適した土砂を用いるものとする。
- (3) 埋立地の開口部は全て最終覆土で覆い、転圧締固めを十分に行うこと。また、必要により、表面を植生し緑化するものとする。
- (4) 最終覆土に当たっては、ガス抜き設備が有効に機能するよう配慮するものとする。
- (5) 最終覆土（材料、施工とも）の費用は、本市の負担とする。

6 最終処分場の埋立完了時の対応

事業者は、原則として、運営期間内に最終処分場が埋立完了とならないように、最終処分量の極小化を図った中間処理施設の運転を行うものとする。

万一、運営期間中に、最終処分場の埋立が完了した場合の対応を以下に示す。

- (1) 最終覆土は、埋立計画で定める最終覆土を行うものとする。
- (2) 最終覆土に当たっては、前項の(1)～(4)を遵守するものとする。
- (3) 最終覆土及び閉鎖作業は、本市と協議の上で事業者が行うものとする。この費用は本市の負担とする。
- (4) 運営期間中にあっては、閉鎖後であっても浸出水が廃止基準を満足し、廃止届けが受理されるまでの期間、浸出水処理施設を事業者の責任及び費用負担により運転するものとする。運転方法については、本市との協議によるものとする。
- (5) 廃止届受理後、最終処分場の運転・維持管理業務を終了とする。
- (6) 埋立完了する5年前まで本市に申し出て、埋立完了後の次期最終処分方法について本

市と協議するものとする。

- (7) 最終処分場は、協議により決定した埋立完了後の最終処分方法により、最終処分を行うものとする。この場合、費用増加を伴う場合は、本市の負担とするが、費用が低下する場合は、協議の上、以降の委託料を変更するものとする。

第6章 維持管理業務

事業者は、本事業に係る維持管理業務を以下により実施するものとする。

第1節 共通事項

事業者は運営期間中、関係法令等を遵守し、本件施設の適切な維持・管理及び処理対象物を処理する能力を維持する責任を負うものとする。

なお、事業者は、施設の状況を調査・確認し、運営期間中に自らの判断と責任において工事等を実施し、運営期間にわたって本件施設の性能を満たすことができるように予防保全を中心に行い、事後保全に至ることのないように配慮し、維持管理業務を行うこと。

第2節 中間処理施設に係る維持管理業務

1 備品・用役の調達計画

中間処理施設の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した主要な備品・用役の調達計画を作成し、本市へ提出するものとする。

2 備品・用役の管理

調達計画に基づき調達した備品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理するものとする。

3 施設の機能維持

- (1) 中間処理施設の基本性能を運営期間にわたり維持するものとする。
- (2) 中間処理施設の公害防止基準（第1章第4節参照）を運営期間にわたり維持するものとする。

4 点検・検査計画

- (1) 点検及び検査を効率的に実施できるように点検・検査計画を策定するものとする。
- (2) 日常点検、定期点検、法定点検・検査（表6-1参照）、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、運営期間を通じたもの）作成・提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (3) 全ての点検・検査は、運転の安定性、安全性及び効率性を考慮し計画すること。
- (4) 運営期間中に行った点検・検査を記録し、保存すること。

5 点検・検査の実施・報告

- (1) 点検・検査は、毎年度提出する点検・検査計画書に基づいて実施するものとする。
- (2) 日常点検で異常や故障を発見した場合、事業者は臨時の点検・整備を実施して、直ちに正常な運転状態に復帰させること。
- (3) 点検・検査に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数、または本市との協議により定めた年数を保管すること。
- (4) 点検・検査結果報告書を作成し、本市へ提出するものとする。

6 維持管理における計測管理

- (1) 事業者は維持管理業務に当たって、法令等に定められた各種検査及び分析を実施すること。分析項目については、別表1～6に示す項目を基本とするが、事業者は必要に応じ、詳細な計測を行うこと。また、事業者は、計測管理結果を本市に報告するとともに、本市が行う情報公開に協力すること。
- (2) 運営期間中において、本件施設の維持管理の状況をより効率的に把握することが可能な計測項目等について事業者及び本市が合意した場合は、別表1～6に示した分析項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。

7 補修・更新計画の作成

- (1) 運営期間を通じた毎年の補修・更新計画を本市と協議の上作成し、提出すること。なお、補修・更新計画策定にあたっては、季節変動（ごみ搬入量、ごみ質等）を十分考慮すること。
- (2) 運営期間を通じた補修・更新計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本市に提出すること。また、更新した補修計画については本市の承諾を得ること。
- (3) 各年度の補修・更新計画は、設備・機器の耐用度と消耗状況に基づき作成・提出し、本市の承諾を得ること。
- (4) 本事業において計画すべき補修・更新の範囲は、点検・検査結果に基づく、施設の基本性能を維持するための設備・機器の調整、部分取替、更新である。

表 6-1 中間処理施設の法定点検項目（参考）

項 目	法令・通知等		頻 度
中間処理施設全般	廃棄物の処理及び清掃に関する法律同法施行規則	維持管理 精密検査	1回／3年 以上
計量機	計量法 定期検査		1回／2年
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	検査証の有効期間等 年次点検 月次点検 性能検査	1回／1年 1回／1月 1回／2年
受配電設備	電気事業法	電気設備技術基準	保安規定による
消防用設備	消防法 同法施行規則	機能点検 総合点検	1回／6ヶ月 1回／1年
危険物の貯蔵所	消防法	定期点検	1回／3年
エレベーター	労働安全衛生法	検査証の有効期間等	1回／1年
合併浄化槽	関係法令	保守点検、清掃、消毒	関係法令の規定
非常用発電設備	消防法 他関係法令	機能点検 総合点検	1回／6ヶ月 1回／1年
その他必要な項目	関係法令		関係法令の規定

8 補修・更新の実施

- (1) 補修・更新計画に基づき、施設の基本性能を維持するために補修・更新を行う。ただし、計画以外の補修・更新が緊急で必要な場合は、本市と事業者が協議の上、要求水準書の趣旨に基づき対応するものとする。
- (2) 補修・更新に際しては、補修・更新工事施工計画書を提出し、本市の承諾を得ること。
- (3) 各設備・機器の補修・更新に係る記録は、適切に管理し、法令等に定められた年数または本市との協議により定めた年数を保管するものとする。
- (4) 補修・更新の範囲は以下のとおりである（表 6-2 参照）
 - ア 点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための調整、部分取替
 - イ 設備が故障した場合の調整、修理、更新
 - ウ 再発防止のための調整、修理、更新
- (5) 中間処理施設の天災等の不可抗力による損傷等、事業者の責に帰さないものについては、事業者は補修等の責を有さないが、臨機の措置を取り遅滞なく本市に報告すること。

表 6-2 中間処理施設の補修・更新の範囲（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）	
補修工事	予防保全	定期的点検整備	定期的に点検検査又は部分取替えを行い、突発的故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。）	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
		更正修理（補修）	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度検査
		予防修理	異常の初期段階で不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の対処
	事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化したときに早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障が発生した時点で修理・調整等を行い、速やかに性能を復元する。	故障の修理、調整

※表中の作業は、プラント設備、建築設備のいずれにも該当する。

9 機器履歴台帳の管理

- (1) 設備機器に係る補修等履歴台帳を作成し、補修等履歴の管理を行うこと。
- (2) 点検、検査、補修、更新の結果に基づき、補修等履歴台帳を更新し、本市の求めにより更新した台帳を提出すること。

10 精密機能検査

運営期間中における処理機能等の確認のため、関係法令に従い精密機能検査を行うこと。なお、本事業における精密機能検査は、令和 7 年度に第 1 回を行うものとし、以降は、1 回/3 年の頻度で実施する。精密機能検査は、事業者が第三者機関に委託して行うものとし、検査結果を本市に報告すること。

第3節 最終処分場に係る維持管理業務

1 備品・用役の調達計画

最終処分場の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した主要な備品・用役の調達計画を作成し、本市へ提出するものとする。

2 備品・用役の管理

調達計画に基づき調達した備品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理するものとする。

3 施設の機能維持

- (1) 最終処分場の基本性能を運営期間にわたり維持するものとする。
- (2) 最終処分場の公害防止条件（第1章第4節参照）を運営期間にわたり維持するものとする。

4 点検・検査

- (1) 点検及び検査を効率的に実施できるように点検・検査計画を策定するものとする。
- (2) 日常点検、定期点検、法定点検・検査（表6-3参照）、自主検査等の内容を記載した点検・検査計画書を作成・提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (3) 全ての点検・検査は、運転の効率性や安全性を考慮し計画するものとする。
- (4) 運営期間中に行った点検・検査を記録し、保存すること。

表 6-3 最終処分場の法定点検項目（参考）

項目	法令・通知等		頻度
最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律同法施行規則	維持管理 精密検査（ごみ処理施設に準拠）	1回/3年以上
消防用設備	消防法 同法施行規則	機能点検 総合点検	1回/6ヶ月 1回/1年
危険物の貯蔵所	消防法(地下タンク漏洩検査)	定期点検	1回/3年
合併浄化槽	関係法令	保守点検、清掃、消毒	関係法令の規定
ボイラ	労働安全衛生法	点検整備、清掃	3回/年
ガス濃度監視	関係法令	点検整備	関係法令の規定
その他必要な項目	関係法令		関係法令の規定

5 補修・更新計画の作成

- (1) 運営期間を通じた毎年の補修・更新計画を本市と協議の上作成し、提出すること。
- (2) 運営期間を通じた補修・更新計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本市に提出すること。また、更新した補修計画については本市の承諾を得ること。
- (3) 各年度の補修・更新計画は、設備・機器の耐用度と消耗状況に基づき作成・提出し、本市の承諾を得ること。
- (4) 本事業において計画すべき補修・更新の範囲は、点検・検査結果に基づく、施設の基本性能を維持するための設備・機器の調整、部分取替、更新である。

6 補修・更新の実施

- (1) 補修・更新計画に基づき、施設の基本性能を維持するために補修・更新を行う。
ただし、計画以外の補修・更新が緊急で必要な場合は、本市と事業者が協議の上、要求水準書の趣旨に基づき対応するものとする。
- (2) 補修・更新に際しては、補修・更新工事施工計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (3) 各設備・機器の補修・更新に係る記録は、適切に管理し、法令等に定められた年数または本市との協議により定めた年数を保管するものとする。
補修・更新の範囲は以下のとおりである。(表 6-4 参照)
 - ア 点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための調整、部分取替
 - イ 設備が故障した場合の調整、修理、更新
 - ウ 再発防止のための調整、修理、更新
- (4) 最終処分場の天災等の不可抗力による損傷等、事業者の責に帰さないものについては、事業者は補修等の責を有さないが、臨機の措置を取り遅滞なく本市に報告すること。

表 6-4 最終処分場の補修・更新の業務範囲

区 分	事業者の業務
浸出水処理施設の機械・電気・計装設備	各機器の点検、調整、整備、更新を行う。 大規模改修は除く。
浸出水処理施設の水槽の防食塗装	目視点検を行い、不具合を発見した場合は本市に報告し、修繕を協議する。本市の合意を持って修繕を行うが、その費用は本市が負担する。
最終処分場の遮水設備、集水設備	目視点検を行い、不具合を発見した場合は本市に報告し、修繕を協議する。本市の合意を持って修繕を行うが、その費用は本市が負担する。
浸出水処理施設の建屋、建築設備	第 1 章第 1 節と同様とする。

7 機器履歴台帳の管理

- (1) 設備機器に係る補修等履歴台帳を作成し、補修等履歴の管理を行うこと。
- (2) 点検、検査、補修、更新の結果に基づき、補修等履歴台帳を更新し、本市の求めにより更新した台帳を提出すること。

第 4 節 建築物・関連設備等に係る維持管理業務

1 建築物等の定義

- (1) 建築物とは、本件施設のうち、土地に定着する工作物で、屋根及び柱もしくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいい、建築設備を含むものとする。
- (2) 関連設備とは、建築物に設ける電気設備、通信設備、給排水設備・浄化槽、空調設備、防災・消防設備、ガス設備、井戸設備、エレベーター等の建築のほか、駐車場、構内道路、植栽等の外構、側溝、その他煙突等を含むものとする。
- (3) その他、本市が貸与する車両・重機等を含むものとする。

2 業務対象

建築物の屋根・外壁、内装（天井・壁・床）、建具、付帯する工作物並びに建築設備、外構（植栽を含む）、車両・重機等とする。（ただし、屋根及び外壁の全面更新は対象外とする。）

3 業務内容

(1) 建築物の点検保守

建築物の劣化に伴う機能低下を防ぎ、性能を維持できるように、建築物各所の点検・保守を行う。ただし、日常の点検・保守では補いきれない建築物の老朽化に伴う外壁の全面改修、屋根防水の全面張り替え、敷地内道路の舗装工事は業務対象外とし、表 6-5 に示す程度の補修を業務範囲とする。

表 6-5 共通施設の補修・更新範囲

機器名称	点検、補修、更新内容	備考
建屋外壁、屋根防水	シール部補修	施設機能の低下防止のための点検・補修・修理
アスファルト舗装	オーバーレイ	

(2) 建築設備維持管理

建築設備の性能を維持し、円滑な業務遂行が可能となるように、建築設備の監視・点検・整備・保守を行う。(法定点検等については、表 6-1 及び表 6-3 を参照) また、ビル管理法に基づく衛生環境の保持に努めること。

(3) その他関連設備等の機能維持

設備機器を適切に管理し、その他関連設備等は完成図書に基づき運営期間に渡り維持すること。

4 貸与する車両・重機等

本事業に必要な車両・重機等は、事業者が調達することを基本とするが、表 6-6 に示す本市が所有する車両・重機等で、事業者が必要と判断したものは、本市が無償（重量税・自賠責保険料は事業者が負担）で貸与するが、維持管理費（燃料、任意保険料、検査・点検・整備費用、車検等を含む）は、事業者が負担するものとする。

なお、本市は貸与した車両・重機・機械の更新は行わない。車両等の更新が必要となった場合は、事業者が代替車両等を用意するものとする。

また、本市は、本件施設内の什器類、計器及び工具類等の備品についても、事業者は無償で貸与するものとする。

表 6-6 本市が保有している車両・重機

No	車種	数量	初年度登録	登録番号 又は型式	種類・用途	積載量	備考
1	4t ダンプ	1 台	平成 13 年 8 月	鹿児島 100 さ 3468	普通・貨物	3,700 kg	排気量 7.96 L
2	2t ダンプ	1 台	平成 16 年 8 月	鹿児島 100 さ 8337	普通・貨物	2,000 kg	排気量 4.77L
3	タイヤショベル	1 台	平成 21 年 6 月	L13-3	大型特殊	1.3 m ³	
4	ブルドーザー	1 台	平成 12 年 3 月	D31Q-20	大型特殊	7,110 kg	
5	フォークリフト	1 台	平成 18 年 8 月	02-7FG20	大型特殊	2,000 kg	

※車検証、整備記録は閲覧可能である。

第7章 環境管理業務

事業者は、本事業に係る環境管理業務を以下により実施するものとする。

第1節 環境保全基準

- 1 本件施設の公害防止基準（第1章第4節参照）並びに関係法令等を遵守した環境保全基準を定め、これを遵守するものとする。
- 2 法改正等により、環境保全基準を変更する必要がある場合は、本市と事業者が協議の、変更等を行うものとする。

第2節 環境保全計画

- 1 運営期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために、本市がこれまで実施してきた測定分析の結果（別紙参照）及び本件施設の廃棄物処理施設設置届等をもとに、必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成・提出し、本市の承諾を得ること。
- 2 環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- 3 環境保全基準の遵守状況について本市へ報告すること。

第3節 環境保全対策委員会支援

1回/年(例年5月下旬)の頻度で実施する環境保全対策委員会に出席し、必要に応じて運転状況等の報告を行い、本市を支援すること。

第8章 情報管理業務

事業者は、本件施設の運転・維持管理に関する帳票類、記録簿及び報告書等を作成、管理・保存し、本市の求めに応じて報告または提出すること。なお、帳票類は、デジタルデータを基本とし、詳細な内容及び運営期間終了時の引渡し等については、本市と協議すること。

事業者は、本事業に係る情報管理業務を以下により実施するものとする。

第1節 運転記録報告

- 1 本件施設のごみ搬入量、排出量（最終処分物、資源化物、副生成物）、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、市に提出すること。
- 2 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本市と協議の上、決定するものとする。
- 3 運転記録関連データを運営期間中又は本市との協議により定めた期間保管すること。

第2節 点検・検査報告

- 1 本件施設の点検・検査計画及び点検・検査結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本市と協議の上、決定するものとする。
- 3 点検・検査関連データを運営期間中又は本市との協議により定めた期間保管すること。

第3節 補修・更新報告

- 1 補修・更新計画及び補修・更新報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本市と協議の上、決定するものとする。
- 3 補修、更新関連データを運営期間中又は本市との協議により定めた期間保管すること。

第4節 環境管理及び作業環境管理報告

- 1 環境保全計画及び作業環境管理計画に基づき計測した結果を整理した報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本市と協議の上、決定するものとする。
- 3 環境管理関連データを運営期間中又は本市との協議により定めた期間保管するものとする。

第5節 資源化支援管理報告

資源化支援管理関連データを法令等で定める期間又は本市との協議により定めた期間保管するものとする。

第6節 施設情報管理

- 1 本件施設に関する各種マニュアル、図面等を運営期間にわたり適切に管理すること。
- 2 補修、機器更新、改良保全等により本件施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 3 本件施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については、本市と協議の上、決定すること。
- 4 本市が発信する広報誌、ホームページ等に掲載する資料について提出を求めた場合、速やかに協力すること。

第7節 その他管理記録報告

- 1 本件施設を構成する設備機器等を勘案して、管理記録することが適当と判断される事項があれば、本市に提案の上、その管理記録を行い、本市に報告するものとする。
- 2 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本市と協議の上、決定するものとする。
- 3 管理記録を運営期間中又は本市との協議により定めた期間保管するものとする。

第9章 防災・防犯・警備等管理業務

事業者は、本事業に係る防災・防犯・警備等管理業務を以下により実施するものとする。

第1節 防火管理

- 1 消防法等関係法令に基づき、本件施設の防火管理体制を整備するとともに、運営期間中の防火管理計画書を作成・提出し、本市の承諾を得ること。
- 2 整備した防火管理体制について、本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告するものとする。
- 3 日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上問題がある場合には、本市と協議の上、設備の改善を行うこと。
- 4 中間処理施設については、特に入念な防火管理に努めるものとする。

第2節 防災管理

本件施設の防災管理体制を整備するとともに、運営期間中の防災管理計画書を作成・提出し、本市の承諾を得ること。

1 二次災害の防止

- (1) 災害、機器の故障、停電等の緊急時には、人身の安全確保を優先すること。
- (2) 緊急時において、本件施設を迅速かつ安全に停止させるなどにより、環境及び本件施設に与える影響を最小限とすることで、二次災害の防止に努めること。

2 緊急対応マニュアルの作成

- (1) 緊急時における人身の安全確保、本件施設の安全停止及び復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成・提出し、本市の承諾を得ること。
- (2) 緊急時においては、緊急対応マニュアルに従った適切な対応を行うこと。
- (3) 作成した緊急対応マニュアルについて、必要に応じて改善等を行い、本市に提出し、承諾を得ること。

3 自主防災組織の整備

- (1) 台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災体制を整備するとともに、警察、消防、本市及び関係機関等への連絡体制を整えておくこと。
- (2) 自主防災体制を変更した場合は、速やかに本市に報告し、承諾を得ること。

4 防災訓練の実施

- (1) 緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。
- (2) 防災訓練を行った場合は、その結果を速やかに本市に報告すること。

5 防災機器の点検

- (1) 本件施設に配備されている防災機器の点検を行うこと。
- (2) 防災機器の点検において、防災管理上の問題を認めた場合は、本市に報告し、本市との協議に従い機器の改善等を行うこと。

6 事故報告書の作成

- (1) 事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を本市に報告すること。
- (2) 事故の報告を行った場合は、速やかに対応等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

第3節 防犯・警備体制

- 1 本件施設の防犯・警備体制を整備するとともに、運営期間中の防犯・警備計画書を作成・提出し、本市の承諾を得ること。
- 2 整備した防犯・警備体制について本市に報告するものとする。なお、体制を変更した場合には、速やかに本市に報告し、承諾を得ること。
- 3 夜間、休日等は運転業務に支障のないように、施錠を行い第三者の進入防止に努めること。
- 4 必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

第4節 危機管理の対応

本件施設は、市民の日常生活に欠くことのできない重要なライフラインの一つであることを鑑み、事業者は、伝染病、地震、台風等の発生に対応する危機管理体制を確立し、本件施設の機能維持に努めるものとする。

第10章 その他付帯業務

事業者は、本事業に係るその他付帯業務を以下により実施するものとする。

第1節 対象施設内の清掃等

- 1 清掃の対象として本件施設内及びその敷地内とし、常に清潔な環境を維持するものとする。なお、事業者は、清掃について運営期間中の要領書を作成・提出し、本市の承諾を得ること。
- 2 清掃等の範囲と内容は、表 10-1 に示すとおりとする。

表 10-1 清掃等範囲・内容

範囲	内容・方法	頻度
工場棟	施設の運営に差し支えないよう清掃する。	適宜
事務室、廊下等屋内	床面のワックス掛け、窓清掃	2回/年
外構	落ち葉・ごみの除去、除草、雨水側溝の清掃	適宜
あいら最終処分場 周辺道路及び法面	除草 1,500m×1m=1,500㎡	2回/年
西別府一般廃棄物 最終処分場	除草 1,300m×1m=1,300㎡（道路法面） 除草 1,700m×1m=1,700㎡（埋立地法面）	2回/年 2回/年

第2節 合併処理浄化槽の管理

あいら清掃センター及びあいら最終処分場に設置されている合併処理浄化槽の性能を維持するために専門業者により清掃及び管理を行うものとする。なお、合併処理浄化槽の処理能力は、あいら清掃センターが25人槽で、あいら最終処分場が10人槽である。

第3節 植栽の管理・保守

- 1 本件施設の敷地内の植栽について、景観を損なうことのないよう、剪定、刈込み、除草、水やり等を行うものとする。除草の範囲は、表 10-1 に示す範囲とし、除草作業は、原則、始良市シルバー人材センターを活用するものとする。また、植栽が立ち枯れとなった場合の補植は、事業者にその責が無いと認められた場合は、本市が行うものとする。
- 2 植栽管理について運営期間中の要領書を作成・提出し、本市の承諾を得ること。

第4節 桜島降灰の清掃及び除雪等

- 1 必要に応じて、搬入道路、構内道路、管理用道路及び場内の降灰の清掃・除去、及び積雪の除去を行なうこと。なお、除去した灰は本市の規定により処理するものとする。
- 2 本市は、前面道路の降灰の清掃・除去及び積雪の除去を行なう。

第5節 保険

- 1 運営期間中、本事業運用上必要と思われる保険に加入すること。保険金額等については、事業者の裁量に委ねるものとする。なお、加入する保険の種類は、企業総合賠償責任保険、第三者賠償保険、労災総合保険、機械保険の他、本市と協議の上決定するものとする。
- 2 本市は、建物総合損害保険に加入するものとする。

第6節 見学者・市民対応

1 見学者対応

本市は、本件施設の見学希望者の受付、日程調整等を行うものとし、事業者は、施設見学者の案内、説明等の対応を行うものとする。なお、事業者の説明の範囲は本件施設に関することとする。

2 市民対応

市民から、本件施設に関する説明の要請があった場合、事業者は、本市とともに本件施設の運転状況等に関する説明を行い、市民の理解、協力等が得られるよう努めること。また、市民からの意見があった場合、事業者は改善対応等に関する協議への参加や提案等を行うことにより、本市の対応を支援するものとする。

別紙1：本件施設の稼動に係る計測項目（環境保全計画）

本件施設においては、定期的にダイオキシン類及び水質等の測定を実施している。
運営期間中に毎年実施する内容は次に示す通りである。

1 あいら清掃センターダイオキシン類等測定

(1) 測定項目

項 目	回 数	検 体	合 計
1. 排ガス	2	3	6
2. ダイオキシン類（炉関係）	1	5	5
3. ダイオキシン類作業環境	2	3	6
4. ごみ質	4	1	4
5. 焼却灰熱灼減量	12	1	12
6. 焼却灰のダイオキシン類 ^{※1}	12	1	12
7. 飛灰の溶出	1	1	1
8. スラグ溶出 ^{※2}	12	1	12
9. スラグ含有量 ^{※2}	2	1	2
10. スラグ化学成分 ^{※2}	2	1	2

※1 令和8年度より実施

※2 令和7年度まで実施

(2) 項目別分析内容

運営期間中に実施する検査・測定を別表1に示すとおりである。

(3) 測定日時

本市担当職員と別途協議のうえ、決定する。

(4) 結果報告

計量証明書等の結果報告書は2部提出すること。その他本市が指示するもの。

別表 1 定期測定項目及び頻度

検査項目	検査箇所	測定頻度	測定項目
焼却炉排ガス	炉別を実施	2回/年	硫黄酸化物濃度
			窒素酸化物濃度
			塩化水素濃度
			一酸化炭素濃度
			ばいじん濃度
			水銀濃度
ダイオキシン類	炉別を実施	1回/年以上	排ガス
	飛灰	1回/年以上	—
	溶融スラグ※1	1回/年以上	—
作業環境	焼却炉前	1回/6ヶ月以上	作業環境測定
	溶融炉前	1回/6ヶ月以上	
	飛灰搬出前	1回/6ヶ月以上	
ごみ質	ごみピット	4回/年以上	単位容積重量
			三成分
			種類組成分析(6項目)
			総発熱量
			高位発熱量
			低位発熱量(計算)
			低位発熱量(実測)
元素分析(蛍光X線分析)			
焼却灰※2	焼却灰搬出 コンベヤ	毎月	水分率・大型不燃物の割合・大型不燃物 除去後の熱灼減量・熱灼減量
			ダイオキシン類
飛灰 (溶出試験)	搬出フレコン バック	1回/年	アルキル水銀化合物・水銀又はその化 合物・カドミウム又はその化合物・鉛又 はその化合物・六価クロム化合物・ヒ素 又はその化合物・セレン又はその化 合物・1,4-ジオキサン
スラグ (溶出試験)※1	スラグ ストックヤード	毎月	カドミウム又はその化合物・鉛又はそ の化合物・六価クロム化合物・ヒ素又は その化合物・総水銀・セレン又はその化 合物・フッ素・ホウ素
スラグ (含有試験)※1	スラグ ストックヤード	2回/年	カドミウム又はその化合物・鉛又はそ の化合物・六価クロム化合物・ヒ素又は その化合物・総水銀・セレン又はその化 合物・フッ素・ホウ素
スラグ 化学成分分析※1	スラグ ストックヤード	2回/年	酸化カルシウム・全硫黄・三酸化硫黄・ 金属鉄・アルミニウム

※1 令和7年度まで実施

※2 令和8年度より実施

2 あいら清掃センターダイオキシン類作業環境測定

(1) 測定場所

焼却炉前 (A)、(B)

溶融炉後 (A)、(B)

飛灰搬出室 (A)、(B)

※(A)はA測定、(B)はB測定

(2) 測定日時

各年7月及び1月を予定

詳細な測定日については、本市担当職員と協議のうえ決定する。

(3) 結果報告

各測定場所のばいじん濃度、前年度測定のD値を用いダイオキシン類濃度及び作業環境の評価をした報告書を2部提出すること。

3 あいら最終処分場水質等検査

(1) 測定項目

項目	回数	検体	合計
1 処理水	1	1	1
2 処理水(35項目)	1	1	1
3 地下水	12	2	24
4 地下水(28項目)	1	2	2
5 ダイオキシン類(地下水下層部)	1	1	1
6 副生塩	1	1	1

(2) 項目別分析内容

ア 処理水分析項目

水素イオン濃度、BOD、COD、SS、大腸菌数、塩化物イオン、全窒素、全リン、アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

イ 処理水(35項目)

別表2 参照のこと

ウ 地下水分析項目(上層部・下層部)

電気伝導率・塩化物イオン

エ 地下水(28項目)(上層部・下層部)

別表3 参照のこと

オ ダイオキシン類(コプラナPCBを含む)

地下水下層部

カ 副生塩分析(24項目)

別表4 参照のこと

(3) 測定日時

本市担当職員と協議して決定する。

(4) 結果報告

試験報告書、証明書等は関係法令で定められた項目を記載し、2部提出すること。

別表 2

処理水分析項目 (35 項目)

1. カドミウム	19. 1,3-ジクロロプロペン
2. シアン化合物	20. チウラム
3. 有機リン化合物	21. シマジン
4. 鉛	22. チオベンカルブ
5. 六価クロム	23. ベンゼン
6. ヒ素	24. セレン
7. 総水銀	25. ほう素
8. アルキル水銀	26. ふっ素
9. ポリ塩化ビフェニル (PCB)	27. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
10. トリクロロエチレン	28. n-ヘキサン抽出物質 (鉱油類)
11. テトラクロロエチレン	29. n-ヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)
12. ジクロロメタン	30. フェノール類
13. 四塩化炭素	31. 銅
14. 1,2-ジクロロエタン	32. 亜鉛
15. 1,1-ジクロロエチレン	33. 溶解性鉄
16. シス-1,2-ジクロロエチレン	34. 溶解性マンガン
17. 1,1,1-トリクロロエタン	35. 全クロム
18. 1,1,2-トリクロロエタン	

別表 3

地下水分析項目 (28 項目)

1. カドミウム	16. 1,1,2-トリクロロエタン
2. 全シアン	17. トリクロロエチレン
3. 鉛	18. テトラクロロエチレン
4. 六価クロム	19. 1,3-ジクロロプロペン
5. 砒素	20. チウラム
6. 総水銀	21. シマジン
7. アルキル水銀	22. チオベンカルブ
8. PCB	23. ベンゼン
9. ジクロロメタン	24. セレン
10. 四塩化炭素	25. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
11. 塩化ビニルモノマー	26. ふっ素
12. 1,2-ジクロロエタン	27. ほう素
13. 1,1-ジクロロエチレン	28. 1,4-ジオキサン
14. 1,2-ジクロロエチレン	
15. 1, 1, 1-トリクロロエタン	

別表 4

副生塩分析項目（24 項目）

1. カルシウム	13. アルミニウム
2. マグネシウム	14. 鉛及びその化合物
3. ナトリウム	15. クロム含有量
4. カリウム	16. ニッケル含有量
5. 塩化物イオン	17. 亜鉛含有量
6. 硫酸イオン	18. カドミウム
7. 水分	19. 総水銀
8. 炭素	20. 銅含有量
9. 全シリカ	21. ヒ素
10. 全窒素	22. リン酸
11. マンガン含有量	23. ヨウ素
12. 鉄含有量	24. バリウム

4 西別府一般廃棄物最終処分場水質等検査

(1) 測定項目

項目	回数	検体	合計
1. 放流水	12	1	12
2. 放流水 (35 項目)	1	1	1
3. 板ノ口川合流点	3	1	3
4. 地下水	12	2	24
5. 地下水 (28 項目)	1	2	2
6. ダイオキシン類	1	2	2

(2) 項目別分析内容

ア 放流水分析項目

水素イオン濃度、BOD、COD、SS、大腸菌数、塩化物イオン濃度、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、亜鉛、アンモニア等、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、全窒素、全リン、色度

イ 放流水 (35 項目)

別表 5 参照のこと

ウ 板ノ口川合流点分析項目

上記ア 放流水と同項目

エ 地下水分析項目 (上層部・下層部)

電気伝導率、塩化物イオン

オ 地下水 (上層部・下層部) (28 項目)

別表 6 参照のこと

カ ダイオキシン類 (コプラナ PCB 含む) 検体数

放流水、地下水下層部

(3) 測定日時

本市担当職員と協議して決定する。

(4) 結果報告

試験報告書、証明書等は関係法令で定められた項目を記載し、2部提出すること。

別表 5

放流水分析項目 (35 項目)

1. カドミウム	19. 1,3-ジクロロプロペン
2. シアン化合物	20. チウラム
3. 有機リン化合物	21. シマジン
4. 鉛	22. チオベンカルブ
5. 六価クロム	23. ベンゼン
6. ヒ素	24. セレン
7. 総水銀	25. ほう素
8. アルキル水銀	26. ふっ素
9. ポリ塩化ビフェニル (PCB)	27. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
10. トリクロロエチレン	28. n-ヘキサン抽出物質量 (鉱油類)
11. テトラクロロエチレン	29. n-ヘキサン抽出物質量 (動植物油脂類)
12. ジクロロメタン	30. フェノール類
13. 四化炭素	31. 銅
14. 1,2-ジクロロエタン	32. 亜鉛
15. 1,1-ジクロロエチレン	33. 溶解性鉄
16. シス-1,2-ジクロロエチレン	34. 溶解性マンガン
17. 1,1,1-トリクロロエタン	35. 全クロム
18. 1,1,2-トリクロロエタン	

別表 6

地下水分析項目 (28 項目)

1. カドミウム	16. 1,1,2-トリクロロエタン
2. 全シアン	17. トリクロロエチレン
3. 鉛	18. テトラクロロエチレン
4. 六価クロム	19. 1,3-ジクロロプロペン
5. 砒素	20. チウラム
6. 総水銀	21. シマジン
7. アルキル水銀	22. チオベンカルブ
8. PCB	23. ベンゼン
9. ジクロロメタン	24. セレン
10. 四塩化炭素	25. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
11. 塩化ビニルモノマー	26. ふっ素
12. 1,2-ジクロロエタン	27. ほう素
13. 1,1-ジクロロエチレン	28. 1,4-ジオキサソ
14. 1,2-ジクロロエチレン	
15. 1,1,1-トリクロロエタン	

別表 7

業務分担表

番号	業務項目	本市	事業者	業務内容
1	搬入・搬出管理業務			
(1)	受付管理		○	・計量時における収集車、登録事業者、その他搬出入車両の記録・確認・管理
(2)	計量管理		○	・搬入出車両の計量、計量記録管理、車両登録・削除
(3)	可燃ごみの収集・搬入	○		・可燃ごみの収集時の不適物除外、収集、運搬、搬入、ごみピットへの投入、処理不適物の搬出
			○	・ごみピットでの可燃ごみ受入
(4)	搬入出車両の誘導・指導		○	・搬入出車両の誘導・指示 ・不適物に関する監視・指導
(5)	不燃物等の計量・埋立処分場への運搬	○		・不燃物等の積込・搬入
			○	・不燃物等の計量 ・埋立処分場への運搬
(6)	溶融スラグの搬出等 ^{※1}		○	・搬出・貯留・計量、引き取り業者への引き渡し ・引き取り先確保
(7)	焼却灰の搬出等 ^{※2}		○	・搬出・貯留・計量、引き取り業者への引き渡し ・引き取り先確保
(8)	混合飛灰の搬出等		○	・搬出・貯留 ・山元還元業者への引き渡し（委託料の支払いを含む）
(9)	溶融不適物の搬出等 ^{※1}		○	・溶融不適物の搬出及び埋立処分場への運搬
(10)	溶融メタルの搬出等 ^{※1}		○	・引き取り先との契約事務
			○	・溶融メタル・炉底メタルの搬出・貯留
(11)	ごみ処理手数料徴収等		○	・ごみ処理手数料の徴収 ・本市職員への納入
		○		・出納管理
2	運転・維持管理業務関係			
(1)	施設の運転（適正処理）		○	・要求水準書・事業契約書・関係法令・環境保全基準を遵守したごみ処理施設の運転
(2)	焼却不適物等の埋立		○	・不適物残渣、焼却灰不適物、し尿焼却灰等の埋立処分（敷きならし・覆土）
(3)	覆土	○		・覆土用資材の調達・搬入
			○	・覆土作業及び残量の記録・報告
3	維持管理関連業務			
(1)	施設の機能・性能・能力維持		○	・施設の基本性能を運営期間中維持
(2)	点検・検査・補修		○	・点検・検査・補修計画作成、実施
(3)	法定点検・検査業務		○	・法定点検・検査の計画立案・実施 ・第三者機関による精密機能検査受検
(4)	燃料・用役の調達・取替・管理		○	・運転に必要な灯油・薬剤等の調達計画・購入・取替・管理

番号	業務項目	本市	事業者	業務内容
(5)	電力・上水料金等の支払い		○	・電力・水道・ガス・電話料金(基本料金、従量料金)の支払い及び関連業務
(6)	物品・資材の調達、管理		○	・施設運転に必要な物品・資材の調達、管理
(7)	建屋点検・補修		○	・建屋、建築設備の日常点検(目視) ・建築設備、美粧維持等の補修、更新
		○		・屋根及び外壁の全面更新
(8)	建築設備維持管理		○	・定められた範囲の建築設備の維持管理(建築設備の法定点検受検を含む)
(9)	外構設備の点検、補修		○	・定められた範囲での外構設備の点検、補修
(10)	浸出水処理施設の点検・補修		○	・プラント設備の点検・整備・補修、市への報告
		○		・水槽の修繕
(11)	最終処分場の点検・補修		○	・日常点検、市への報告
		○		・遮水設備、集水設備の補修
		○		・埋立終了後の閉鎖作業
4	環境管理業務関係			
(1)	公害防止基準の遵守		○	・要求水準書に記載された公害防止基準を遵守した運転を行う
(2)	環境保全計画の作成・実施		○	・環境保全計画を作成し、計測、分析を行い、遵守状況を確認する
(3)	作業環境管理基準の遵守		○	・労働安全衛生法等遵守した管理運営を行う
5	情報管理業務			
(1)	帳票類、記録簿及び報告書等の作成、管理・保存		○	・要求水準書に記載された情報管理を行い、本市の求めに応じて報告または提出する。
(2)	実態調査等報告	○		・国、県等への対外的な報告
6	防災管理業務			
(1)	事故発生時の対応		○	・事故発生時には、市・関係官庁へ速やかに連絡し、人身の安全確保を優先する ・施設を安全に停止させ、二次災害を防ぐ
		○	○	復旧、修繕費用及び代替処理にかかる手続は両者協力して行う。費用は、帰責者の負担とする
7	その他関連業務			
(1)	市貸与品等の管理		○	・各居室、トイレ等の付帯設備、車両、備品・工具類は無償で使用できるが、大切に扱うとともに、適切に管理する。

※1 令和7年度まで実施

※2 令和8年度より実施

別表 8

リスク分担表

区分	リスクの内容	負担者		リスクの詳細・備考	
		本市	事業者		
基本事項					
(1)	政治リスク	政治・政策変更等による契約変更	○		廃棄物行政の変更等に係る費用増
(2)	制度・法令変更リスク	事業に直接関係する制度・法令の変更	○		本事業に係る法令、制度、許認可等の変更。
(3)	税制度変更リスク	事業者の利益に係る税制度の変更		○	法人税、法人事業所税等事業者の利益に係る税制度の変更
		上記以外の税制度の変更	○		消費税等に係る税制度の変更
(4)	物価変動リスク	物価変動に係る運営費の増大	○		毎年度運営費の見直しにより運営費の修正を行う
(5)	住民対応リスク	施設稼働に対する住民反対、訴訟問題	○		住民反対運動、訴訟等に伴う管理強化等による操業停止、費用増大
		施設運営に対する住民反対、訴訟問題		○	事業者の帰責事由により住民問題が生じた場合
(6)	第三者賠償リスク	事業者の帰責事由による第三者賠償		○	事業者の帰責事由による騒音・振動・地盤沈下・臭気及び第三者への損害
		上記以外で、市の帰責事由の場合	○		上記を除く、市の帰責事由による第三者への損害
(7)	本事業の中止、延期リスク	供用開始の遅延、債務不履行、事業放棄、破綻	○		市の帰責事由によるもの、市の指示によるもの
				○	事業者の帰責事由によるもの
(8)	デフォルトリスク	市の帰責事由による契約解除	○		契約解除により事業者が生じた損害を賠償（逸失利益を含む）
		事業者の帰責事由による契約解除		○	契約解除により市に生じた損害賠償
(9)	不可抗力リスク	天災、暴動等による事業の変更、中止、延期	○		市、事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由で、暴風雨・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・騒乱・暴動・第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものによる。（保険対象外）
			○	○	上記のうち、保険の対象となる被害
運営期間					
(1)	計画変更リスク	市の指示、帰責事由による計画変更	○		市の指示、帰責事由による業務内容の変更
(2)	供給リスク	計画ごみ量が確保できない等、受入廃棄物の量の変動	○		変動費により受入廃棄物の量の変動にあわせて支払いを行う 固定費に影響が生じるような量の変動の場合、協議により委託費の改定を行う

区分		リスクの内容	負担者		リスクの詳細・備考
			本市	事業者	
(3)	搬入処理物の性状リスク	受入廃棄物の性状に起因するもの	○		受入廃棄物（汚泥を含む）の性状が計画ごみ質と異なる場合の運営費の増大、事故の発生、運転停止
		処理不適物による施設損傷		○	事業者が受入廃棄物の処理不適物に関して善管注意義務を怠ったために生じた運営費の増大、事故の発生、運転停止
(4)	運営費上昇リスク	市の帰責事由に起因する運営費の増大	○		市の帰責事由による業務内容・用途の変更等（含む処理対象物の変更等）に起因する運営費の増大
		上記及び物価以外の要因によるもの		○	上記及び物価以外の事業者の帰責事由による運営不備に起因する運営費の増大
(5)	性能リスク	業務要求水準不適合（施設の性能・維持確保に関するもの）		○	事業者の帰責事由による施設の運転・用役・維持管理の不備に起因する性能未達、運営費の増大
		制度・法令変更等の規制強化による業務要求水準不適合	○		制度・法令変更により、要求水準を上回る性能が要求される場合の設備改造等
(6)	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・火災等による施設の損傷		○	事業者の帰責事由による事故・火災等による施設損傷、修繕、代替処理費用等の運営費増大
			○		上記以外による事故・火災等による施設損傷、修繕、代替処理費用等の運営費増大
(7)	事故発生リスク	施設の運転・維持管理業務での事故発生		○	事業者の帰責事由による事故に関する修復等に係る費用
			○		事業者の帰責事由以外による事故に関する修復等に係る費用
(8)	搬出リスク	場外搬出の停滞、停止、中止が発生した場合	○		貯留・保管場所の確保、輸送、代替処理
(9)	最終処分リスク	最終処分場の満杯、閉鎖、使用停止	○		隣接最終処分場が使用出来なくなった場合の代替処分、運営費用増大
(10)	環境保全リスク	環境に影響を及ぼす場合		○	事業者の帰責事由による周辺環境の悪化、環境基準の未達による現状復帰費用
			○		事業者の帰責事由以外による周辺環境の悪化、環境基準の未達による現状復帰費用